

全国労働組合総連合との会見概要

日時：平成23年5月20日（金）18:30～19:05

場所：内閣府本府庁舎2階会議室

出席者：（事務局）藤巻正志局長、村山誠参事官以下 計4名
（全労連公務員制度改革闘争本部）

小田川義和本部長（全労連事務局長）、黒田健司事務局長（全労連常任幹事）、
猿橋均自治労連書記長、今谷賢二全教書記長、岡部勘市国公労連書記長

議題：国家公務員制度改革関連四法案（概要資料（法案要綱等））の説明

概要：事務局から資料内容について説明した後、全労連から質問及び意見を受け、事務局から回答した。双方の主な発言は、以下のとおり。

<全労連>

- 説明のあった法案内容を確認し、必要な意見は後日改めて申し上げたい。法案決定までの交渉の積上げ、労側の意見に即した見直しを改めて要求する。
- 全体像の段階から、我々は合意を目指す立場で協議を行うよう要求してきたが、説明された内容は、基本的に全体像の枠の中に留まっており、核心部分についてはいまだ議論すべき課題が残っているという認識だ。
- 特に、法律・政令の制定・改廃を要する協約に関する事前の内閣承認の仕組みを導入すれば、結論ありきの交渉となり、実質的に労使間の交渉が機能しないのではないかと懸念している。全体像の本部決定からの経緯・状況からすると、我々が申し上げていることも外的外れではないと考える。交渉当事者の議論と合意を踏まえる枠組としなければ、自律的労使関係は絵に描いた餅にすぎなくなる。
- 労働条件については、どの事項を誰と誰が交渉することが問題となるが、現行の人事院勧告制度を前提とすれば、中央統制型とならざるを得ない。労使の自主性を尊重すれば、行政運営の主体である各府省段階での交渉の促進や労使関係の成熟化を図る必要がある。
給与法については財政民主主義等もあり、中央交渉を重視せざるを得ない面もあるだろうが、各府省の行政運営と密接にかかわる勤務時間法については異なる整理としてもよいのではないか。勤務時間の上限等の基準を法令で定めて具体的には各府省の交渉に委ね、民間労使関係や労働基準法に近い仕組みに揃えることになろうかと思う。「勤務時間は各府省交渉」等の整理の仕方を議論し、その意味で、法の施行時期については、中央交渉と各府省交渉を同時にスタートすることも考えるべき。
- 地方公務員の制度設計の促進等についても、事務局に最後まで議論していくよう努力を求める。

<事務局>

- 今回の法案は、現行の人事院勧告制度に替わる持続可能な制度を作り上げる取組と認識。そのためにも、皆さんとの意見交換を実施してまいりたい。

以上